



令和7年4月30日

せたがやインクルーシブ教育ガイドラインの策定について

世田谷区教育委員会では、令和7年3月にインクルーシブ教育の方向性と、進めるための視点をまとめた「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を策定しました。

1 ガイドラインの主旨

本ガイドラインは、インクルーシブ教育を実践する現場の教員に向けて、教育委員会の考え方や視点、事例や実践のポイントを示すことにより、目の前の子どもたちに起きている状況をどのように捉えればよいのかを考え、主体的な成長を促す学級の運営、指導の工夫や配慮など、学校として、教員として、行動につなげるために作成したものである。

2 世田谷区が目指すインクルーシブ教育の基本理念

- 年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害などに関わらず、すべての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を一層推進する。
- 自分とは違う人たちが近くにいる環境の中で、まず自分自身を理解し、それぞれが様々な個性や背景をもっていることを前提として、相互理解と尊重が当たり前となるような子ども同士のつながりを築き、共に学び、共に育ち、共に成長する学校を築いていく。

3 ガイドラインの内容

- (1) インクルーシブ教育についての理解を深められるよう、基礎知識及びインクルーシブ教育の意味と意義をまとめた。
- (2) 区が目指す姿として、インクルーシブ教育の基本理念を定め、インクルーシブ教育を一歩ずつ進めるにあたっての教育委員会の基本方針や5つの重点取組み、学校現場における5つの行動コンセプトを定めた。
- (3) ガイドラインを読んだ教員が、行動コンセプトに沿った行動をとる際に、どのような点がポイントになるのか考え、実行につなげていくための事例をまとめた。

4 ガイドラインの活用

- (1) 全ての正規教員、非常勤講師や各種支援員、新 BOP 事務局長等に一人一冊配付
- (2) 支援員も含め、年間を通じて職種や職層に合わせた研修を実施予定。
- (3) 各学校において、職員会議や校内研修、チェックリストを活用した自己研さん、保護者会や地域への発信等において活用予定。

◎問合せ 教育指導課

電話 03-5432-2706